

平成 2 0 年 第 1 回

福島町議会定例会（9月会議）

平成 2 0 年 9 月 1 8 日（木）

議 会 提 出 議 案

福 島 町 議 会

平成20年第1回福島町議会定例会（9月会議）議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 議 1	福島町議会会議規則の一部改正について	1
2	福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	3
意見書案 1	2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書の提出について	4
2	医療費抑制政策の転換を求める意見書の提出について	6
3	介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書の提出について	8

発議第1号

福島町議会会議規則の一部改正について

福島町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年9月18日 提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 滝川 明子

議会規則第 号

福島町議会会議規則の一部を改正する規則

福島町議会会議規則（昭和62年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1章～第14章（略）</p> <p><b>第15章 議員の派遣</b> （議員の派遣）</p> <p><b>第117条 法第100条12項</b>の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>（中略）</p>	<p>第1章～第14章（略）</p> <p><b>第15章 協議又は調整を行うための場</b> <u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p><b>第117条 法第100条12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</b></p> <p><b>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</b></p> <p><b>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、召集権者及び期間を明らかにしなければならない。</b></p> <p><b>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める</b></p> <p><b>第16章 議員の派遣</b> （議員の派遣）</p> <p><b>第118条 法第100条13項</b>の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>（中略）</p>

**第16章** 補則  
(会議規則の疑義)  
**第118条** 略

附 則  
(略)

**第17章** 補則  
(会議規則の疑義)  
**第119条** 略

附 則  
(略)

**別表（第117条関係）**

名 称	目 的	構 成 員	召 集 権 者
<b>全員協議会</b>	<b>議案の審査又は 議会の運営に関 する協議・調整</b>	<b>議員全員</b>	<b>議長</b>
<b>正副議長・正 副委員長会議</b>	<b>議案の審査又は 議会の運営に関 する協議・調整 及びその他必要 な事項</b>	<b>議長・副議長 常任委員会委 員長・常任委 員会副委員 長、議会運営 委員長・議会 運営副委員長</b>	<b>議長</b>
<b>委員会協議会</b>	<b>委員会の運営に 関する協議・調 整</b>	<b>委員会委員</b>	<b>委員長</b>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

発議第2号

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月18日 提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 滝川 明子

福島町条例第 号

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島町政務調査費の交付に関する条例（平成18年福島町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第13項及び第14項</u>の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、この条例に基づく政務調査費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、もって議会の活性化及び地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項及び第15項</u>の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、この条例に基づく政務調査費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、もって議会の活性化及び地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

意見書案第1号

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 平野 隆雄

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちが無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけではなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと保護・充実させる必要があります。

これまでも、道内の多くの議会から義務教育費国庫負担制度の堅持や負担率1/2への復元などに関する意見書が内閣に提出されるなど教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率1/2復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法・「教育基本法」の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第28条「但し書き」並びに同法第103条を削除し、ゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第2号

医療費抑制政策の転換を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 杉村 志朗

## 医療費抑制政策の転換を求める意見書

小泉政権は、「骨太の方針2006」で、「社会保障費を今後5年間で1兆1,000億円削減し、2011年度に国及び地方のプライマリーバランスを黒字にする」と公言し、在任中、3度にわたり診療報酬のマイナス改定を断行しました。

政府は1982年以降、医学部定員削減政策を推し進めました。さらに新医師臨床研修制度を導入したことは、大学から医師を遠ざけ、医師不足に拍車をかけました。

この間、医療訴訟は増加し、相次ぐ診療報酬のマイナス改定により医業経営は悪化の一途をたどっています。

勤務医がいない、小児科医がいない、産科医がいない、地域医療を担う医師がいない。地域医療は崩壊しつつあります。さすがに危機感を持った政府は、6年ぶりの診療報酬の本体プラス改定を行いました。医療崩壊を食いとめるには極めて不十分であります。

いつでも、どこでも、誰もが医療を受けることができるのは国民の権利であり、困難な状況にあっても、安心して安全な医療を提供するのは我々の使命であります。現在の諸問題のすべての根源は医療費抑制政策にあります。

よって、国においては、危殆に瀕している地域医療を再生させるため、次の事項について強く要望いたします。

### 記

1. 医療費をはじめとする社会保障費削減政策を改めること。
2. 地域医療を守るため、医師抑制策を即時改めること。
3. 医療安全対策のための十分な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第3号

介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

福島町議会  
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会  
委員長 杉村 志朗

## 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書

仕事に生きがい、働きがいを感じて介護の仕事に就いたのに、少なくない介護労働者が短期間で仕事を離れていく状況があります。事業所や施設が介護職員を募集しても集まらない、介護職を養成する学校が定員割れになる、介護の資格を取得しても介護の仕事につかない人が増えている、これらの事態は過酷な労働に対し、あまりにも賃金をはじめとした待遇が悪すぎることから起こっています。

産業界の中での介護労働者の賃金は最下位水準にあり、離職率は2007年度で21.6%にも達しています。しかもそのうちの4割以上は1年未満で離職しています。介護福祉士会のアンケートでも定着しない理由の1番は「給料が安すぎる」と8割以上が答えており、「仕事がきつい」（6割弱）よりも多くなっています。

介護事業所・施設にとっても運営は極めてきびしく、このままでは続けて行けないと考えている事業所が増加しています。2度にわたる介護報酬の引き下げのため、人件費にしわ寄せせざるを得ないのが実情です。

利用者・高齢者にとっても、介護労働者の待遇が改善し安心して働けることが必要です。労働者の削減や長時間労働で慢性疲労状態の介護労働者の下では、安全で快適なサービスを受けられなくなります。対人サービスである介護は介護労働者の待遇改善が不可欠です。

また高齢者・利用者は、介護保険制度の改定の中で介護サービスが制限される傾向が強まっており、保険料負担と利用料負担も大きくなっています。今まで受けられたサービスが受けられなくなる人が増える一方で、認定を受けながら負担を控えるため、介護サービスを利用しない人が4割とも言われています。

以上のことから、本議会として介護労働者の人材確保と待遇改善のため、以下の点を要望します。

### 記

1. 「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」に基づき、平成21年4月までに介護従事者の確保を図るように、賃金をはじめとする処遇の改善のための施策を早急に具体化し、実施すること。
2. 介護従事者の人材確保・賃金水準の改善については、国の責任で行い、介護保険料、介護サービス利用料の負担増にならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣